

# 広島県ドライブレコーダ導入促進助成金交付要綱

平成 20 年 3 月 19 日制定

平成 24 年 5 月 30 日一部改正

社団法人 広島県トラック協会

## (目 的)

第 1 条 社団法人広島県トラック協会（以下「協会」という。）は、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像や走行データを記録するシステム（以下「ドライブレコーダ」という。）の普及を図るため、ドライブレコーダ機器等を導入する会員事業者に対し、その経費の一部を助成する。

## (助成対象)

第 2 条 助成の対象は、次条に定めるドライブレコーダ車載器等を広島県内に登録している営業用貨物自動車に取付ける会員事業者とする。

## (対象機器等)

第 3 条 助成の対象となる機器等は、映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器等で、別表に定める機器等とする。

※指定品目で全ト協が追加したものは、広ト協の品目とする。

## (実施期間)

第 4 条 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 15 日までとする。

なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとする。

## (交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、会員事業者が助成対象機器等を導入した場合、機器等装着に対して 1 車両あたり標準型 2 万円、運行管理連携型 3 万円、スマートフォン活用型 3 千円を交付する。

但し、国からの補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

2 申請は 1 事業所当たり、100 台を限度とする。

## (助成金の交付申請)

第 6 条 助成を希望する会員事業者は、機器等装着が完了したときは、別紙様式「広島県ドライブレコーダ導入助成金交付申請書」（以下「申請書」という。）により、助成金を申請するものとし、所属する協会支部に提出する。

- 2 前項に定める申請書には、導入内訳書、購入した品目及び型式、数量、金額を記載した納品書の写、支払いを証明する領収証の写（金融機関振込金受取書等の写でも可）、誓約書を添付すること。
- 3 リース導入の場合は、導入機器（品目及び型式・数量・金額）が記載されたリース契約書の写を添付すること。
- 4 割賦購入による機器の装着は、助成金の対象外とする。
- 5 所属する協会支部への提出期限は、平成 25 年 3 月 15 日（必着）とする。

（助成金の交付）

第 7 条 協会は、前条に基づき申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

（機器の処分制限）

第 8 条 会員事業者は、交付対象となった機器を導入の日から起算して、1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

（導入効果等の報告）

第 9 条 助成金の交付を受ける事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を報告しなければならない。

（その他必要な事項）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

（附 則）

本要綱は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

平成 21 年 3 月 18 日 一部改正 （平成 21 年 4 月 1 日施行）

平成 22 年 3 月 26 日 一部改正 （平成 22 年 4 月 1 日施行）

平成 23 年 3 月 23 日 一部改正 （平成 23 年 4 月 1 日施行）

平成 24 年 5 月 30 日 一部改正 （平成 24 年 4 月 1 日施行）